

一般社団法人デジタル広告品質認証機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人デジタル広告品質認証機構（以下「当法人」という。）と称し、英文名称を Japan Joint Industry Committee for Digital Advertising Quality & Qualify、略称を JICDAQ と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、広告に関わる団体が共同して、デジタル広告の品質の確保に関する取組の認証を行い、品質の向上及び改善並びに公正な広告活動を支援し、もってデジタル広告市場の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) デジタル広告の品質の確保に関する取組を認証するための基準の作成
- (2) デジタル広告の品質の確保に関する取組についての認証の実施
- (3) デジタル広告の品質の確保及び向上・改善に資する調査研究及び普及啓発
- (4) デジタル広告の品質の確保に関する国内・海外諸団体との連絡協調
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、当法人の目的及び事業に賛同して入会した広告関係団体とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人設立後に会員となろうとする団体は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込みをし、社員総会の承認を得て入会するものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、社員総会で定めるところにより、それに必要な経費を負担する義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、当法人を退会しようとするときは、退会の3か月以上前に、代表理事が別に定める退会届を提出し、社員総会の承認を得て退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、または会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上経費の負担を怠ったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事がこれを招集し、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、理事の過半数をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前（社員が書面または電磁的方法による議決権を行使できることとする場合は2週間前）までに社員に対して発する。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は、社員が書面または電磁的方法による議決権を行使できることとする場合を除き、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれを務める。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、理事の中から当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長がこれに署名または記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2名以上3名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事を代表権の行使を除く業務を執行する理事とする。

(選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって社員である団体の役員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員である団体の役員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 代表理事は、理事の過半数をもって理事の中から選定し、解職する。

(任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 当法人の業務執行の意思決定は、理事の過半数をもって行う。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、その他の理事は、理事の過半数をもって定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画書及び予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号

に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第32条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

第7章 補 則

(事務局)

第33条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事の過半数をもって別に定める。

(細則)

第34条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事の過半数をもって定める。

附 則

(最初の事業年度)

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時の役員)

- 2 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事

鈴木 信二 (公益社団法人日本アドバイザーズ協会 専務理事)

橋爪 恒二郎 (一般社団法人日本広告業協会 専務理事)

橋本 浩典 (一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 専務理事)

設立時代表理事

鈴木 信二 (公益社団法人日本アドバイザーズ協会 専務理事)

設立時監事

加藤 弘志 (一般社団法人日本ABC協会 専務理事)

(設立時社員の氏名及び住所)

- 3 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都中央区銀座三丁目10番7号

公益社団法人日本アドバタイザーズ協会
東京都中央区銀座七丁目4番17号
一般社団法人日本広告業協会
東京都中央区銀座七丁目13番5号
一般社団法人日本インタラクティブ広告協会

以上、一般社団法人デジタル広告品質認証機構を設立のため、設立時社員名称及び代表理事外2名の定款作成代理人である司法書士法人駒木事務所（社員 駒木宏之）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年2月10日

設立時社員 公益社団法人日本アドバタイザーズ協会
代表理事 伊藤 雅俊

設立時社員 一般社団法人日本広告業協会
代表理事 成田 純治

設立時社員 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会
代表理事 大久保 裕一

上記設立時社員3名の定款作成代理人
東京都千代田区神田錦町三丁目19番地
司法書士法人 駒木事務所
社員 駒 木 宏 之